

## 盛岡市レジ袋使用量削減協力店認定制度実施要綱

平成19年7月6日

市長 決 裁

### (目的)

第1 この要綱は、買い物客のマイバッグ（購入した商品を持ち帰るために買い物客が自ら持参する袋等をいう。以下同じ。）の持参を推進し、レジ袋の使用量削減運動に積極的に取り組んでいる小売店をレジ袋使用量削減協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、小売店の取組を推進し、もってごみの減量及び市民の環境保全意識の高揚を図ることを目的とする。

### (認定対象店舗)

第2 協力店の認定の対象となる店舗は、市の区域内にある小売業を営むための店舗で次の各号に掲げる要件のうちいずれかの要件を備えているものとする。

- (1) レジ袋を辞退した買い物客に対し、特典を設けていること。
- (2) マイバッグの普及に積極的に取り組んでいること。
- (3) PRポスターの掲示、店内放送等により、マイバッグ持参の呼びかけを行っていること。
- (4) レジ袋を有料化していること。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、店の創意工夫によるレジ袋使用量削減の取組を行っていること。

### (認定の申込み)

第3 第2に規定する店舗を使用して小売業を営む者で当該店舗について協力店としての認定を受けようとするものは、盛岡市レジ袋使用量削減協力店認定申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

### (認定)

第4 市長は第3の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは当該申込みに係る店舗を協力店として認定し、当該申込みをした者に盛岡市レジ袋使用量削減協力店認定証（以下「認定証」という。）及び盛岡市レジ袋使用量削減協力店表示ステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付するものとする。

### (交付者の実施事項)

第5 認定証の交付を受けた者（以下「交付者」という。）は、交付を受けたステッカーを店舗の見やすい場所に表示するとともに、申請書に記載した取組事項（第6の届出により取組事項を追加したときの当該取組事項を含む。）を実施し、レジ袋の使用量の削減を図らなければならない。

2 交付者は、市長が必要と認めたレジ袋の使用量に関する情報を積極的に提供しなければならない。

### (変更届)

第6 交付者は、申込書に記載した事項に変更が生じたときは、盛岡市レジ袋使用量削減協力店認

定事項変更届を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第7 市長は、第6の届出があった場合において必要があると認めたとき又は交付者が偽りその他の不正な行為により認定を受けたときその他必要があると認めたときは、認定の取消しをすることがある。この場合において、市長は、当該取り消した旨を盛岡市レジ袋使用量削減協力店認定取消通知書により交付者に通知し、交付した認定証及びステッカーを返還させるものとする。

(調査)

第8 市長は、協力店の取組状況を確認するための必要な調査を行うものとする。

(認定の周知)

第9 市長は、協力店の認定について市民、事業者等への周知を図るものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、協力店の認定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日)

第11 この要綱は、平成19年7月10日から実施する。